

ますます強まる市民監視—ムスリム違法捜査事件から

弁護士 小松 圭介

1 自己紹介

2 事件の経緯

平成22年10月 捜査資料がインターネット上に流出

平成22年11月 第三書館の書籍出版、出版差止の仮処分申立て

平成23年 5月 国家賠償請求訴訟提起

平成26年 1月 一審判決

平成27年 1月 控訴審口頭弁論

平成27年 4月 控訴審判決（予定）

3 流出した捜査資料とそこから浮かび上がる警察の捜査

(1) 実態把握とデータベース化

(2) 警察が収集した個人情報の内容

(3) コミュニティー、主にモスクの監視

4 原告の主張

(1) 捜査資料の漏えい

(2) 情報収集の違法

信教の自由の侵害

プライバシーの侵害（収集と保存・管理（利用））

平等原則違反

5 国（警察庁）や東京都（警視庁）の対応

(1) 流出した捜査資料を自分の物と認めない

(2) 情報管理上の注意義務を果たしたので情報流出の責任はない

(3) 情報収集はテロ捜査のために必要である

6 一審判決

(1) 東京都（警視庁）の情報流出の責任は認める

(2) 国（警察庁）と東京都（警視庁）の情報収集の責任は認めない

7 控訴審の審理

(1) 主張の補充

国際人権規約委員会の勧告

人種差別撤廃委員会の勧告

(2) 専門家証人（憲法学者）の証人尋問

8 秘密保護法

(1) 秘密保護法の立法事実の一つに

(2) 情報収集・情報管理のブラックボックス化

9 市民監視の問題点

(1) 誰が、誰を、何のために、どのような方法で、監視するか

(2) 監視によって収集された情報はどのように保管されるか

(3) そもそも(1)、(2)を誰が決めるべきか